

共通入札公告(電子入札方式・総合評価方式・単体企業)

和歌山県が公告する建設工事に係る条件付き一般競争入札の個別入札公告に規定する項目の他、建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・電子入札方式。ただし総合評価方式によるもので、共同企業体による参加を認めないもの。)による各入札公告に共通の事項を次のとおりとする。

入札に付する工事の概要に関する事項

本工事は、電子入札の対象工事である。

本工事は、入札時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。

入札に参加する者に必要な資格に関する事項

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

和歌山県の発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。

和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止の期間中でない者であること。

和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。

会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

格付け基準における格付けの取り消しを受けていない者であること。

談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。

本件工事に係る設計業務等の受託者又は受注者でないこと。

以下に定める届出をしていない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

① 子会社等と親会社等の関係にある場合

② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

① 組合等とその組合等を構成する単体企業の場合

② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

運用基準第4項に規定する利用者登録を行った者であること。

入札参加手続等に関する事項

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、技術資料の提出等、当該審査に係る事前の手続は不要ない。

現場説明会は、行わない。

技術提案作成要領は、入札情報システムに掲載する。

設計図書等は、入札情報システムに掲載する。

入札等に関する事項

入札書等の提出について

入札書等は、電子入札システムにより提出すること。

入札書等は、入札書受付票が電子入札システムから発行されたことをもって提出されたものとする。

提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

入札書等の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

実施要領第12条の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

審査に関する事項

入札参加資格要件の審査は、実施要領第15条の規定に基づき、提出された技術提案等により行う。

一度提出された技術提案の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

総合評価に関する事項

落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、個別入札公告の「総合評価の方法」に示した計算によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札要領に基づく失格判定基準に該当することになった者又は調査の結果、適合した履行がされないと認めあると認められた者は除くものとする。

入札執行者は、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定する。なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に關係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

契約に関する事項

落札決定後、契約の日までの期間に、落札者が、実施要領第4条に定めるいづれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

ただし、仮契約を行うものについては、落札決定後、仮契約の日までの期間に、落札者が、実施要領第4条に定めるいづれかの要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結しない。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。また、仮契約後、本契約の日までの期間に、落札者が、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)別表第2不正行為等に基づく措置基準の第1項から第4項までに該当し入札参加資格停止となつたとき、談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けたとき、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成19年11月13日施行)第7条に基づく資格認定を同基準第3条第6号に該当し取り消されたとき、又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)第7条に基づく資格認定を同基準第3条第5号に該当し取り消されたときは、仮契約を解除する。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

低入札価格調査を受けた者との契約については、次のとおり取り扱うものとする。

・契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

・土木工事施工管理基準等における品質管理基準に規定された施工に関する試験頻度を2倍とする。

注意事項

工事費内訳書及び入札担当者連絡票の様式については、電子入札システムの「電子入札運用基準・様式・実施要領等」に掲載する。

電子入札システムにより提出する書類は、運用基準に規定するアプリケーションソフトを使用し、かつ、当該アプリケーションソフトのファイル形式により保存すること。

この共通入札公告及び個別入札公告における用語の定義

「入札情報システム」とは、和歌山県が設置する和歌山県公共工事等入札情報システム(<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>)をいう。

「電子入札システム」とは、和歌山県が設置する和歌山県公共工事等電子入札システム(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>)をいう。

「休日等」とは、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日及び8月13日から8月16日までの日をいう。

「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。

「格付け基準」とは、和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準(平成19年11月13日施行)をいう。

「運用基準」とは、和歌山県公共工事等電子入札運用基準(平成19年6月1日施行)をいう。

「実施要領」とは、建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・電子入札方式)実施要領(平成19年6月1日制定)をいう。

「子会社等」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。

「親会社等」とは、会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。

「会社等」とは、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。

「更生会社」とは、会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。

「監査等委員である取締役」とは、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における取締役をいう。

「指名委員会等設置会社の取締役」とは、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役をいう。

「社外取締役」とは、会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。

「業務を執行しない取締役」とは、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役をいう。
「執行役」とは、会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役をいう。
「持分会社」とは、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
「持分会社の社員」とは、会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員をいう。ただし、同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。
「会社等の役員」とは、会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役(監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社の取締役、社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。)、執行役、持分会社の社員、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。
「管財人」とは、民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。
「組合等」とは、複数の単体企業により構成される組合等をいう。
「システムによる技術提案」とは、総合評価において評価値を算定するために入札時に入札書に添付して電子入札システムにより提出を求める書類をいう。
「意向確認書」とは、低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象とされた入札公告において、入札参加者が低入札価格調査を受ける意思がある場合に提出する書類をいう。
「入札書等」とは、入札書並びに入札書に添付する工事費内訳書、システムによる技術提案及び意向確認書をいう。
「低入札要領」とは、低入札価格調査実施要領【建設工事】(令和元年5月23日制定)をいう。